

第7章 計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と都市計画決定権者の見解

7.1 計画段階環境配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

複数案（ルート帯案）を検討する際に重視すべき事項として、「生活環境（大気質・騒音）への影響が小さいこと」、「自然環境（貴重な動植物や生態系など）への影響が小さいこと」、「景観資源への影響が小さいこと」について意見聴取を行い、「特に重視すべき」、「やや重視すべき」、「どちらでもない」、「あまり重視すべきではない」、「重視する必要なし」の5段階で回答していただきました。（調査期間：令和2年8月6日～令和2年10月12日）

その結果、重視すべきという意見（“特に重視すべき”、“やや重視すべき”）は、「生活環境（大気質・騒音）への影響が小さいこと」が74%、「自然環境（貴重な動植物や生態系など）への影響が小さいこと」が74%、「景観資源への影響が小さいこと」が67%という結果でした。また、自由意見の中で環境に関する意見が多数寄せられ、その代表的な意見及び都市計画決定権者の見解は、表 7-1 に示すとおりです。

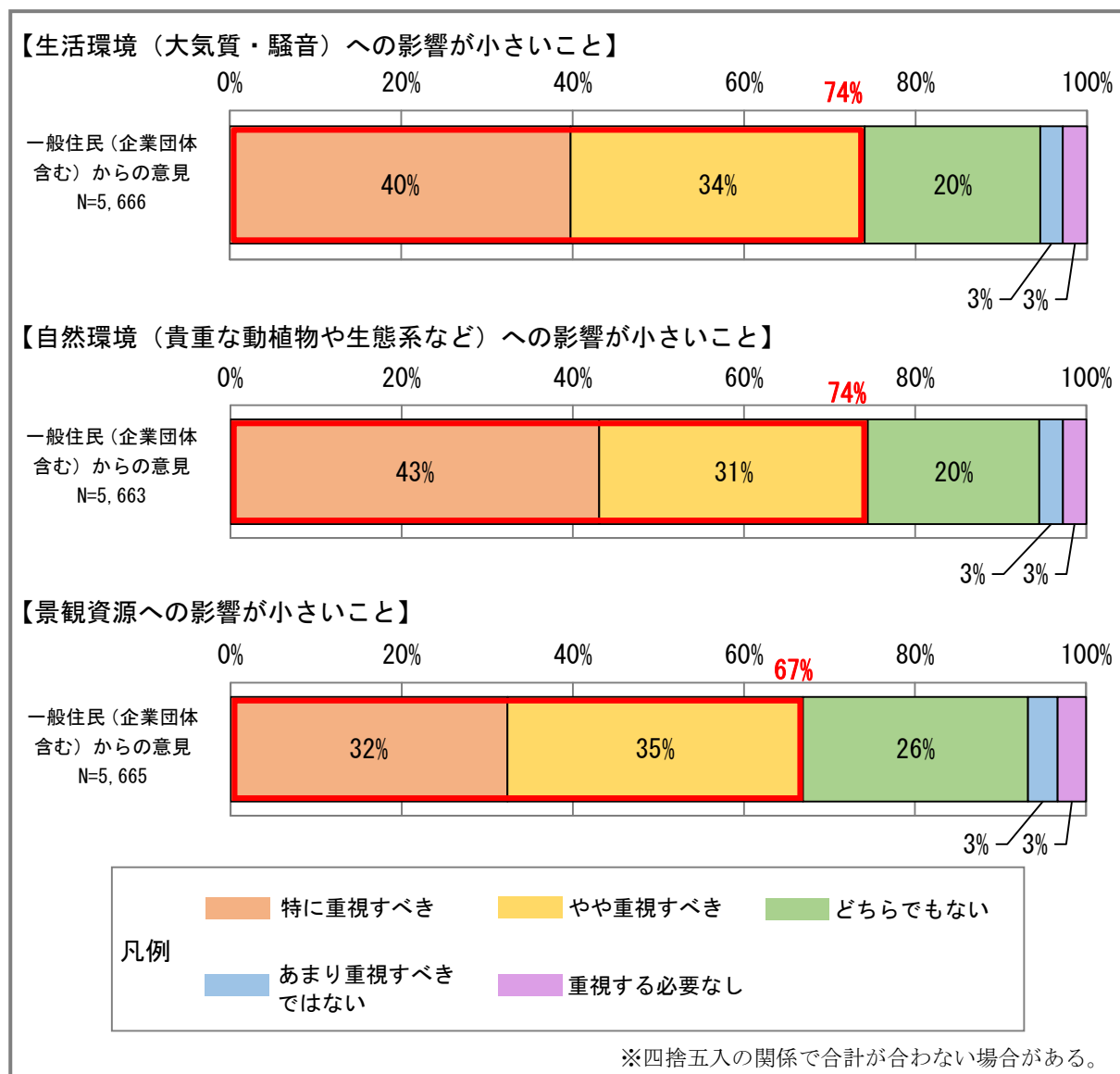


表 7-1(1) 一般住民（企業団体含む）からの主な意見と都市計画決定権者の見解

項目	一般住民からの意見	都市計画決定権者の見解
環境全般	・これ以上、環境破壊をすべきではない。 ・環境問題は重視していただきたい。 ・環境問題を低減して欲しい。 ・環境問題への配慮も十分をお願いしたいと思います。 ・環境に負荷をかけることは必ず人間の生活に影響してくるので、最大の配慮が必要。 ・今は環境問題のほうが一番大切と思うので、道路は今のままで十分。 ・今の環境のままでいい。道路にあまりお金をかけないで環境にやさしい方にお金を使ってほしい。 ・環境との調和を図ってほしい。 ・末永く環境に配慮したものを望みます。 ・渋滞緩和対策になり、環境問題への影響が良いものとなります。 ・道路整備による影響がどのくらいになるのかが気になる。 ・交通が増えることで環境が悪化し、得るものは1つとしてない。 ・渋滞による環境への影響を考慮してほしい。 ・橋脚の建つところは公害をもらうだけで利益も発展もない。 ・関門海峡を取り壊したあとの大量の瓦礫をどう処分するのか。 ・日当たりが悪くならないようにお願いします。 ・橋梁部は漁業への影響を考えてもらいたい。 ・海の貧栄養化の観測システムを設置するなど沿岸漁業振興につながるように配慮していただきたい。 ・災害が頻発しており、大きな工事はすべきでない。自然を壊し、次の災害の呼び水になる。 ・施工中の影響が小さい方が良くと思う。 ・道路の幅が狭く、工事の際に渋滞などの影響があると思います。 ・工事期間中の市民への影響ができるだけ軽減できる工法で建設して欲しい。 他 7 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、環境面への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手續きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
	・配慮書の案が提示されていない。本来配慮書には、アセス法第三条の三に規定する項目が記載されている必要があり、アンケートページは配慮書の案とはいえない。また、配慮書では、文献や現地調査等の明確な判断基準を提示したうえで事業による重大な環境影響の有無を判断できるようにするものであるが、アンケートと併せて公表されているものではそれらは判断できない。以上のことから、本来配慮書で行われるべき適切な意見募集が行われているとは言い難い。住民からの意見募集が今後正式に行われない場合、環境軽視と言わざるを得ない。	・一般の環境の保全の見地からの意見については、配慮書の案について、環境影響評価法第三条の七に基づき、適切に意見聴取を行いました。 ・また、今後の環境影響評価の手續きにおいても、一般の環境の保全の見地からの意見については、同法第八条に基づき方法書の意見聴取、同法第十八条に基づき準備書の意見聴取を適切に行います。

表 7-1(2) 一般住民（企業団体含む）からの主な意見と都市計画決定権者の見解

項目	一般住民からの意見	都市計画決定権者の見解
生活環境（大気質・騒音）	・生活環境を最大限に重視すべき。 ・市民の生活環境に新しい悪影響が生じないようにしてほしい。 ・生活環境に少しでも影響が低くすることが望ましいと思う。 ・市民への影響が少ないものにしてほしい。 ・現在の生活環境が破壊されたり悪化する事は絶対避けてほしい。 ・周辺住民の必要最低限の生活環境を守ってほしい。 ・地域の人々の生活環境が悪化することになるべくないようにした方が良くと思います。 ・人の生活への影響が出ないようにしていただきたい。 ・近隣住民への配慮（騒音）等をすべき。 ・生活音トラブルはよくない。 ・下北道路が建設されると、199 号線、3 号が渋滞し、騒音や排気ガス等が懸念される。 ・渋滞をなくすことにより排気ガスを減らすことを考えるべき。 ・渋滞時には大型トラック等、エンジン音等とても耳につきます。 ・騒音と渋滞が一番心配になる。 ・大気質や騒音などの生活環境への影響ですが、元々あまり空気が良いとは感じておらず住民に害が及ばない程度であれば気にする必要はないかと存じます。現存道路の渋滞がスムーズになれば結果的に排気ガスなどの汚染は軽減するのではと考えます。 他 9 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音等の影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 7-1 (3) 一般住民（企業団体含む）からの主な意見と都市計画決定権者の見解

項目	一般住民からの意見	都市計画決定権者の見解
自然環境（動物・植物・生態系）	・自然環境のことを第一に考えるべきなのではないかと思います。自然を破壊してまでやることではないと思います。 ・自然を壊さないようにしてほしい。 ・コストをかけて自然を壊してやるほどの魅力は感じません。 ・自然への配慮は特に重視すべきだと思います。 ・道路整備による影響で、自然環境が破壊されるのは取り返しがつかないので重要視して欲しい。 ・自然の保護は重要（自然破壊してまで必要なし）。 ・自然環境にとって最もやさしい案を採用してほしいと思う。 ・自然への影響が出ないようにしていただきたい。 ・自然環境が悪化することがなるべくないようにした方が良くと思います。 ・自然環境への影響が極力小さくなるよう配慮いただきたい。 ・自然環境への影響も小さいルートを希望します。 ・自然と調和できる社会を目指していただきたいです。 ・自然環境には影響（海）が必ずあると思う。 ・新しいトンネルとなると自然環境破壊が心配になる。 ・野鳥の渡りルートとなっているため、生態系に影響がないこと。 ・事業ありきの環境アセスではなく、綿密な事業調査を行うこと。特に海域に生息する鳥類、海棲哺乳類（スナメリ）に対しての影響を過小評価しない事。 ・関門エリアはクマタカをはじめとした猛禽類やアサギマダラ、ヒヨドリなど野生動物の渡りの重要なルートです。それに影響が出ないことを最優先に検討してください。 他 10 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、動物、植物、生態系等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 7-1(4) 一般住民（企業団体含む）からの主な意見と都市計画決定権者の見解

項目	一般住民からの意見	都市計画決定権者の見解
景観	・ 景観への配慮は特に重視すべきだと思います。 ・ 今の景観を大切にしていきたい。 ・ 自然景観、日常風景が悪化することがなるべくないようにした方が良くと思います。 ・ 関門景観は両市にとって重要な価値のあるものなので重視してほしい。 ・ 景観を崩さず、利便性を増していきたい。 ・ 景観資源に悪影響が及ばないように計画を行って欲しいです。 ・ 橋を掛ける様な景観を損なう工事は止めていただきたい。 ・ 景色が好きなので、損なわないようにしてもらいたい。 ・ 観光面については現状でよいのではと思う。橋からの眺めは抜群によく、観光客に喜ばれると思う。 ・ 下関北九州道路そのものを観光資源とできるようにすること。 ・ 橋を景観資源とすべきと考えます。 ・ 橋梁自体が素敵で新しい北九州のシンボルになって、後世まで大切にされるものを作って欲しい。 ・ 橋自体にデザイン性を持たせて、観光資源として活用してほしい。 ・ 人道・自転車道を併設すれば、しまなみのような観光資源となり得る。 ・ 安価で仕上がった景観が観光の種となること。 ・ 美感もふくめ（しまなみ街道）のような美しい道にしてほしい。 ・ 若戸大橋のような真っ赤な橋にしてほしい。橋自体を観光地化することも考えてほしい。 ・ ランドマークになる様な、デザイン性の高い橋の整備を望みます。 ・ CM等で使用される様な美しいフォルムにしてほしい。 ・ 九州と本州を結ぶ 2 本目の橋として立派、誇らしい、美しいと感じるものを作っていただきたい。 ・ 見た目が映え、日本の技術力を存分に発揮した橋梁形式となるよう位置選定を願いたい。 ・ 橋ができると、橋のある関門の景観も新しくなる。観光資源としても橋の活用も考えられるので、市街地から眺める事が出来ることも重視すべきだと思います。 ・ 橋を眺めることのできる施設が併設され、下関市、北九州市に滞在する観光客を増やしてほしい。 ・ 観光にもつながり関門橋とセットで互いに見えることで美観が良くなると思います。 ・ ライトアップされたらきれいな道路になると良い。（撮影に使える等。角島大橋みたいな） 他 14 件	・ 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、景観等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・ また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

7.2 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

「環境影響評価法」（平成9年6月13日法律第81号、最終改正：令和2年6月10日法律第41号）第3条の7の規定に基づき、配慮書について山口県知事、福岡県知事、北九州市・下関市の市長に意見聴取を実施しました。配慮書についての環境の保全の見地からの山口県知事からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は表7-2に、福岡県知事からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は表7-3に、北九州市長からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は表7-4に、下関市長からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は表7-5に示すとおりです。

表 7-2(1) 配慮書についての山口県知事からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

No.	山口県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
1	[全体的事項] (1) 本事業は、海峡を渡河する橋梁部分を含む計画であり、大規模かつ長期間に渡る工事が想定される。また、供用開始後は相当程度の交通量が見込まれ、市街地や沿岸部を中心に広範囲において生活環境や自然環境への影響が懸念される。このため、ルート帯の選定を始め、道路構造の検討や工事計画の策定等に当たっては、専門家や関係自治体等の意見を踏まえ、工事や道路の存在、供用に伴い予想される環境影響を的確に把握した上で、適切に調査、予測及び評価を実施すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
2	(2) 今後、本事業に伴い連絡道路の新設や既存道路の拡張等が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生じるおそれがある場合は、それらの影響を踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。	今後、本事業に伴い当該道路への連絡道路の新設や既存道路の拡張等が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生じるおそれがある場合は、今後の環境影響評価の手続きにおいて、連絡道路の新設や既存道路の拡張等を前提とした調査、予測及び評価を行います。
3	(3) 事業実施想定区域に含まれる関門海峡は、国際航路であるとともに、漁業等の事業活動の場として利用されていることから、今後の事業の実施に当たっては、幅広い主体に対して事業計画や本事業の実施に伴う環境影響、環境保全措置等の内容について、積極的な情報提供と丁寧な説明に努めること。	今後の事業の実施にあたっては、事業計画や本事業の実施に伴う環境影響、環境保全措置等の内容について、積極的な情報提供と丁寧な説明に努めます。
4	[個別的事項] (1) 大気質及び騒音・振動 ア いずれのルート帯においても複数の住居や学校等が存在することから、本事業の実施により、大気汚染物質や騒音・振動等による生活環境への影響が懸念される。このため、住居や学校等への影響に配慮したルート帯及び道路構造の選定に努めること。	事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質及び騒音・振動への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。

表 7-2 (2) 配慮書についての山口県知事からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

No.	山口県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
5	イ 本事業の供用開始後、本事業や既存道路も含めた地域において、交通量の増加に伴う大気汚染物質や道路交通騒音等の影響を受ける可能性が考えられる。このため、予想交通量の的確な把握に努め、適切な調査地点を選定した上で、調査、予測及び評価を実施し、大気環境への影響を回避又は十分に低減すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質及び騒音・振動への影響については、適切に調査、予測及び評価を行った上で、できる限り回避・低減します。 なお、予測評価にあたっては、本道路等の計画交通量を検討し、予測の前提条件を明らかにします。
6	(2)水環境 本事業では、陸域における大規模な造成のほか、沿岸部周辺における橋脚の設置工事等が想定されることから、工事に伴う濁水の発生等による水質や水生生物への影響が懸念される。このため、工事計画の策定に当たっては、濁水防止対策等の環境保全措置を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施し、水環境への影響を回避又は十分に低減すること。	事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、水環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
7	(3)地形及び地質 事業実施想定区域及びその周辺には、広く化石層が存在する可能性があり、特に、「臨海部迂回ルート」については、下関市指定天然記念物の「彦島西山の化石層」を含む複数の化石層が存在している。このため、工事計画の策定に当たっては、関係機関と協議し、重要な地形及び地質の保護等に必要の配慮を行うこと。	事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、重要な地形及び地質への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
8	(4)動物・植物 ア 本事業の起点周辺には、重要な動物種の生息地である「ウミガメ産卵地」が存在するほか、いずれのルート帯においても自然海岸や藻場等の重要な自然環境のまとまりの場が分布していることから、沿岸部周辺における工事の実施や道路の存在による海生生物や生態系への影響が懸念される。このため、直接改変や潮流変化等による生息環境等への影響に配慮したルート帯及び道路構造の選定に努めるとともに、適切に調査、予測及び評価を実施し、海生生物や生態系への影響を回避又は十分に低減すること。	事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、重要な動物の生息地や生態系への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
9	イ 事業実施想定区域に含まれる海岸には、貴重な植生が存在している可能性があるほか、「集落・市街地回避ルート」及び「海峡渡河幅最小ルート」については、重要な植物群落である「彦島福浦町金比羅神社社叢」の周辺を通過するため、直接改変のみならず、道路の存在による日照阻害等の影響が懸念される。このため、重要な植物群落等の生育状況を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を実施し、影響を回避又は十分に低減すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、重要な植物群落等への影響については、適切に調査、予測及び評価を行った上で、できる限り回避・低減します。

表 7-2 (3) 配慮書についての山口県知事からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

No.	山口県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
10	(5) 景観 事業実施想定区域及びその周辺は、下関市と北九州市が連携し、「関門景観」として一体的な景観形成に取り組んでいる地域であるほか、起点周辺には眺望点として「老の山公園」や「ナイスビューパーク」が存在しており、道路の存在による景観への影響が懸念される。このため、地域住民や関係自治体等の意見を踏まえ、フォトモンタージュ等による評価を行うなど、関門景観との調和に努めるとともに、眺望景観への影響を回避又は十分に低減すること。	事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、眺望景観への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
11	(6) 人と自然との触れ合いの活動の場 いずれのルート帯においても人と自然との触れ合いの活動の場である「ひこつとらんどマリナービーチ」や「老の山公園」が存在することから、本事業による直接改変やアクセス性の変化等の影響が懸念される。このため、適切に調査、予測及び評価を実施し、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は十分に低減すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、適切に調査、予測及び評価を行った上で、できる限り回避・低減します。
12	(7) 廃棄物等 工事の実施に伴い、廃棄物や建設発生土が多く発生するおそれがあることから、その発生を抑制するとともに、適切に調査、予測及び評価を実施すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 7-3 配慮書についての福岡県知事からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

No.	福岡県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
1	[全体的事項] (1) 本配慮書は、当該道路の位置等に関する複数案が設定され、令和2年12月18日から令和3年1月18日まで公表されているが、令和2年12月17日に開催された中国・九州地方合同会議では、一つの案に絞り込んだ対応方針(案)が示され、妥当と判断されている。 そこで、本配慮書において設定した複数案から絞り込んだ詳細な経緯について、方法書以降の図書に丁寧に記載すること。また、複数案がいずれも橋梁案であることを明記するとともに、トンネル案及びゼロ・オプションを排除した経緯についても記載すること。	複数案から絞り込んだ検討経緯については第3章(P.3-19~35)に記載しました。また、複数案がいずれも橋梁案であることについては第3章(P.3-34)に、トンネル案を排除した経緯については第3章(P.3-19~20)に記載しました。 なお、本事業は政策目標を達成するための対策として別線整備による対策案を前提に検討しており、ゼロ・オプションを排除した経緯及び対応方針(案)まとめについては、第3章(P.3-1、P.3-35)に記載しました。
2	[個別的事項] (1) 大気質及び騒音 事業実施想定区域及びその周囲には、ルート案によっては集落・市街地等が存在しており、本事業の実施による生活環境への影響が懸念される。 事業計画の検討に当たっては、集落・市街地等を可能な限り回避したルートを検討することにより、環境影響が低減されるよう努めること。	事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質及び騒音への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。
3	(2) 動物及び植物 動物及び植物の注意すべき重要な種等について、本配慮書ではわずかな種の名称のみの記載にとどまっており、また、主に陸生の重要な種等の位置についての記載はあるが、その重要な種等の具体的な情報についての記載がない。特に、関門海峡の水生の動植物及び同海峡上を渡る渡り鳥等の重要な種等についての情報の記載がなされていない。 このため、少なくともルート案の範囲内及び事業実施により影響が及ぶと考えられる範囲内に分布する重要な種等については、適切な対策案の立案のためにも具体的に明示し、方法書以降の図書に記載すること。	実施区域及びその周辺における動植物の重要な種等に関する既存資料調査の結果について、第4章(P.4.1-68~138)に記載しました。

表 7-4 配慮書についての北九州市長からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

No.	北九州市長からの意見	都市計画決定権者の見解
1	[計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する事項] (1) 予測及び評価の前提条件について 計画段階配慮事項に関する予測及び評価は、計画道路の構造が橋梁であることを前提に行われているが、本配慮書において明確な記載がない。 このため、方法書以降の環境影響評価図書の作成に当たっては、道路構造を明記するとともに、その検討の経緯について、適切に記載すること。	複数案がいずれも橋梁案であることについては第 3 章 (P. 3-34) に、その検討経緯については第 3 章 (P. 3-19～20) に記載しました。
2	(2) 文献調査の結果について 本配慮書においては、事業実施想定区域周辺の動植物のうち重要な種に関する文献調査結果が十分に記載されていないため、可能な限り詳細な内容を方法書以降の図書に記載すること。 また、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、文献調査結果に基づく予測及び評価を適切に行い、事業の実施に伴う環境への影響の回避又は低減に努めること。	実施区域及びその周辺における動植物の重要な種等に関する既存資料調査の結果について、第 4 章 (P. 4. 1-68～138) に記載しました。 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、事業の実施に伴う環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
3	[方法書以降の環境影響評価手続に向けた留意事項] (1) 騒音について 本事業の実施に伴う自動車交通騒音の影響を回避又は極力低減するため、事業に伴う交通量予測の結果を考慮した上で、詳細なルート並びに調査、予測及び評価手法を決定すること。	騒音への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、第 10 章 (P. 10-8) に記載しました。 また、予測評価にあたっては、本道路等の計画交通量を検討し、予測の前提条件を明らかにします。
4	(2) 動植物及び生態系について 本事業の実施に伴う重要な動植物及び生態系への影響や、分断及び改変を回避又は極力低減するため、既存文献や先行事例に関する情報収集に努めるとともに、専門家等からの助言を踏まえて、適切な調査、予測及び評価手法を検討すること。	実施区域及びその周辺における動植物及び生態系に関する既存資料調査の結果について、第 4 章 (P. 4. 1-68～138) に記載しました。 また、動植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、第 10 章 (P. 10-18～20) に記載しました。
5	(3) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は極力低減するため、景観等への影響に係る評価が適切に行える眺望点を選定し、評価を行うこと。また、各眺望点を選定した理由を方法書以降の図書に明記すること。	景観の影響について、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果は第 11 章 (P. 11. 12-1 ～42) に記載しました。
6	(4) 住民への説明や意見の聴取等について 方法書以降の手続においては、住民への説明や意見の聴取等の機会の確保について適切に行うこと。	今後の環境影響評価においては、法令等に基づき手続きを行い、住民への説明や意見の聴取等の機会の確保について適切に実施します。

表 7-5 配慮書についての下関市長からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

No.	下関市長からの意見	都市計画決定権者の見解
1	[全般について] (1)本計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）においては、3つのルート帯案が示されているが、詳細な事業計画については記載されていないため、最も環境負荷が小さいルートを選定するよう配慮し、また、供用後の取付道路及び周辺道路の渋滞等への影響並びに工事による海洋への影響を考慮の上、環境への影響を回避又は十分に低減するよう、工事計画等を検討すること。 また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の手続きにおいては、供用後に事業実施想定区域及びその周囲を走行する自動車からの温室効果ガス排出による環境への影響の評価の要否についても検討すること。	対応方針（案）の検討経緯及び選定理由について、第3章（P.3-33～35）に記載しました。 また、事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、各環境要素への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 なお、環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定しました。
2	(2)方法書以降の手続きでは、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすく説明を行うとともに、説明に使用する資料の充実を図ること。	今後の環境影響評価の手続きにおいては、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすい説明とともに、説明に使用する資料の充実に努めます。
3	[動物・植物・生態系について] (1)配慮書においては、海域に生息する動物についての影響を評価対象としていないため、方法書以降の手続きにおいては、漁業等への影響も考慮の上、海域に生息する動物及び生育する植物についての影響を調査、予測及び評価すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
4	(2)事業実施想定区域及びその周囲の動物の生息地の保全について、動物の生態を考慮の上、措置を検討すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
5	(3)動物及び植物の生息地等が消失することへの影響については、生態系のつながりの観点から、その生息地等が消失することで他の生態系にどのような影響が及ぶのかについても考慮の上、調査、予測及び評価すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
6	[景観について] (1)配慮書においては、主要な景観資源及び眺望点が記載されているが、下関側からの関門海峡・響灘への眺めが、日常的な風景の構成要素の一部となっている場所があり、本事業はこのような生活景に大きな影響を与える可能性があるため、可能な限り生活景への影響を回避及び低減すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、景観への影響については、適切に調査、予測及び評価を行った上で、できる限り回避・低減します。